

## 埼玉県個人情報保護審査会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県個人情報保護審査会規則（令和5年埼玉県規則第6号。以下「審査会規則」という。）第9条の規定に基づき、埼玉県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (部会)

第2条 審査会に、審査会規則第2条第1項に規定する部会として、2部会を置く。

#### (事件の分配)

第3条 会長は、審査会が審査請求に係る事件（以下「審査請求事件」という。）について諮詢を受けたときは、当該審査請求事件を取り扱う部会を定める。

2 会長は、部会に係属している審査請求事件について、次条及び第5条に規定する場合その他特に必要があると認めるときは、当該審査請求事件を取り扱う部会を変更し、又は当該審査請求事件を審査会規則第3条第1項に規定する総会に取り扱わせることができる。

3 部会長は、当該部会に係属している審査請求事件について、総会で調査審議することが適当と思料する場合には、会長にその旨を報告するものとする。

### (除斥)

第4条 特定の審査請求事件につき特別の利害関係を有する委員は、当該審査請求事件に係る調査審議に関与することができない。

2 前項に規定する特別の利害関係を有する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、次に掲げる者であるとき、又はあったとき

イ 審査請求人

ロ 参加人

ハ 開示請求者等（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

二 開示決定等又はこれについての審査請求手続に関与した公務員等

二 前号のイからハまでに掲げる者が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合において、委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、これらの代表者若しくは管理人であるとき、又はあったとき

三 委員が第一号のイからニまでに掲げる者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき

四 委員が第一号のイからニまでに掲げる者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき

五 委員が第一号のイからニまでに掲げる者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあったとき

六 委員が審査請求事件に係る保有個人情報を作成したとき又は審査請求事件に係る保有個人情報に委員に関する情報が記録されているとき

3 部会長は、当該部会に属する委員が前項各号に該当すると思料する場合には、当該委

員が当該審査請求事件に係る調査審議に関与することができないことにつき当該委員の意見を聴いた上で、その旨を会長に報告するものとする。

（除斥事由に準ずる事情等の申出）

第5条 委員は、自らについて、前条第2項に規定する特別の利害関係を有する場合に準ずる事情があるとき、同項第一号イからニまでに掲げる者との間に取引関係又は委任契約関係があるとき、同号イからニまでに掲げる者が知人であるときその他の審査請求事件に係る調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、会長又は部会長に対し、その旨を申し出ることができる。

2 前項の申出を受けた部会長は、特に必要がないと認める場合を除き、会長に当該申出の内容を報告するものとする。

（諮問の方法）

第6条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる諮問の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。

- 一 法第82条の規定に基づく保有個人情報の開示決定等についての審査請求事件の諮問 様式第1号の1の諮問書
- 二 法第76条の規定に基づく保有個人情報の開示請求に係る不作為についての審査請求事件の諮問 第1号の2の諮問書
- 三 法第93条の規定に基づく保有個人情報の訂正決定等についての審査請求事件の諮問 様式第1号の3の諮問書
- 四 法第90条の規定に基づく保有個人情報の訂正請求に係る不作為についての審査請求事件の諮問 第1号の4の諮問書
- 五 法第101条の規定に基づく保有個人情報の利用停止決定等についての審査請求事件の諮問 様式第1号の5の諮問書
- 六 法第98条の規定に基づく保有個人情報の利用停止請求に係る不作為についての審査請求事件の諮問 様式第1号の6の諮問書

（諮問書の添付書類）

第7条 様式第1号の1の諮問書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 保有個人情報開示請求書の写し
- 二 保有個人情報開示決定等通知書の写し
- 三 審査請求書の写し
- 四 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「審査法」という。）第29条第2項の弁明書の写し
- 五 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第1項の反論書が提出されているときの当該反論書の写し
- 六 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第2項の意見書が提出されているときの当該意見書の写し
- 七 法第79条の規定により開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしているときの当該開示の実施に係る保有個人情報の写し
- 八 審査法第11条若しくは第12条の総代若しくは代理人が選任され、又は法第

106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第13条の参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書類の写し

九 法第86条第3項に規定する反対意見書が提出されているときの当該反対意見書の写し

2 様式第1号の2の諮問書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 保有個人情報開示請求書の写し

二 審査請求書の写し

三 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第29条第2項の弁明書の写し

四 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第1項の反論書が提出されているときの当該反論書の写し

五 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第2項の意見書が提出されているときの当該意見書の写し

六 開示決定等の案

七 法第82条の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしようとするときの当該開示の実施に係る保有個人情報の写し

八 審査法第11条若しくは第12条の総代若しくは代理人が選任され、又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第13条の参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書類の写し

九 法第86条第3項に規定する反対意見書が提出されているときの当該反対意見書の写し

3 様式第1号の3の諮問書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 保有個人情報訂正請求書の写し

二 保有個人情報訂正決定等通知書の写し

三 審査請求書の写し

四 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第29条第2項の弁明書の写し

五 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第1項の反論書が提出されているときの当該反論書の写し

六 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第2項の意見書が提出されているときの当該意見書の写し

七 審査法第11条若しくは第12条の総代若しくは代理人が選任され、又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第13条の参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書類の写し

4 様式第1号の4の諮問書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 保有個人情報訂正請求書の写し

二 審査請求書の写し

三 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第29条第2項の弁明書の写し

四 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第1項の反

論書が提出されているときの当該反論書の写し

五 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第2項の意見書が提出されているときの当該意見書の写し

六 訂正決定等の案

七 法第93条第1項の規定により訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定をしようとするときの当該訂正の実施に係る保有個人情報の写し

八 審査法第11条若しくは第12条の総代若しくは代理人が選任され、又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第13条の参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書類の写し

5 様式第1号の5の諮問書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 保有個人情報利用停止請求書の写し

二 保有個人情報利用停止決定等通知書の写し

三 審査請求書の写し

四 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第29条第2項の弁明書の写し

五 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第1項の反論書が提出されているときの当該反論書の写し

六 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第2項の意見書が提出されているときの当該意見書の写し

七 審査法第11条若しくは第12条の総代若しくは代理人が選任され、又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第13条の参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書類の写し

6 様式第1号の6の諮問書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 保有個人情報利用停止請求書の写し

二 審査請求書の写し

三 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第29条第2項の弁明書の写し

四 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第1項の反論書が提出されているときの当該反論書の写し

五 法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第30条第2項の意見書が提出されているときの当該意見書の写し

六 利用停止決定等の案

七 法第101条第1項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定をしようとするときの当該利用停止の実施に係る保有個人情報の写し

八 審査法第11条若しくは第12条の総代若しくは代理人が選任され、又は法第107条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第13条の参加人の参加が決定しているときの当該選任又は決定を示す書類の写し

(諮問の取下げ)

第8条 総会又は部会は、諮問の取下げがあったときは、答申をすることを要しない。

2 諒問に係る審査請求の取下げがあった場合における当該諮問の取下げは、様式第2号

の1の書面によるものとする。

- 3 諮問の後に、法第105条第1項第2号に該当することとなった場合における当該諮詢の取下げは、その旨及び理由を記載した様式第2号の2の書面によるものとする。
- 4 総会又は部会は、諮詢の後に、当該諮詢に係る審査請求事件につき法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項に規定する諮詢をしなければならない場合に該当しないと判断したときは、答申に先立ち、その旨を諮詢庁に様式第3号の1の書面により通知することができる。
- 5 前項の通知を行ったときは、様式第3号の2の書面を添えて、通知書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

（口頭での説明の求め）

第9条 総会又は部会は、必要があると認めるときは、諮詢庁に対し、法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により口頭での説明を求めるものとする。

- 2 前項の説明を求める場合には、諮詢庁に対し、様式第4号の書面により、その旨を通知する。
- 3 総会又は部会は、必要があると認めるときは、審査法第81条第3項において準用する同法第77条の規定又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号。以下「条例」という。）第16条の規定により、その指名する委員（以下「指名委員」という。）に、第1項の説明を聴かせるものとする。
- 4 第1項の説明に出席する諮詢庁の職員の人数は、3人以内とする。ただし、必要があると認めるときは、この限りでない。

（保有個人情報の提示の求め等）

第10条 総会又は部会は、諮詢庁に対し、条例第15条第1項の規定により保有個人情報の提示を求める旨の決定をしたときは、様式第5号の書面により、その旨を通知する。

- 2 総会又は部会は、諮詢庁から、保有個人情報に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮詢庁の意見を聞くものとする。
- 3 総会又は部会は、諮詢庁から、法第81条の規定により存否を明らかにしないで開示請求を拒否した事件に係る保有個人情報の存否の取扱いについて特別の配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該保有個人情報の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該諮詢庁の意見を聞くものとする。
- 4 総会又は部会は、必要があると認めるときは、諮詢庁の同意を得て、諮詢庁から提示された保有個人情報又はその写しを答申までの間留め置くことができる。

（分類又は整理した資料の作成・提出の求め）

第11条 総会又は部会は、諮詢庁に対し、条例第15条第3項の規定により分類又は整理した資料の作成及び提出を求める旨の決定をしたときは、様式第6号の書面により、その旨を通知するとともに、当該資料を審査請求人又は参加人の閲覧に供することについての異議の有無を確認する。ただし、異議の有無を確認する必要がないと認めるときは、その限りでない。

（主張書面等の提出の求め）

第12条 総会又は部会は、審査請求人等に対し、法第106条第2項の規定により読み替えて適用される審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定により主張書面又は資料の提出を求める旨の決定をしたときは、様式第7号の書面により、その旨を通知するとともに、当該主張書面又は資料を他の審査請求人等の閲覧又は写し等の交付に供することについての異議の有無を確認する。ただし、異議の有無を確認する必要がないと認めるときは、その限りでない。

(口頭意見陳述)

第13条 総会又は部会は、必要があると認めるときは、審査請求人等に対し、様式第8号の書面により、審査法第81条第3項において準用する同法第75条第1項に規定する意見の陳述(以下「口頭意見陳述」という。)を行う意思の有無を確認するものとする。

2 総会又は部会は、前項の規定による口頭意見陳述の意思確認の結果、審査請求人等から口頭意見陳述の申立て(補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。)がされた場合には、当該申立てに対する承認又は不承認の決定を行い、当該審査請求人等に対し、様式第9号の1又は第9号の2の書面により、その内容を通知する。

3 口頭意見陳述に出席する者の人数は、次の区分に応じ、それぞれ3人以内とする。ただし、必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 審査請求人及びその補佐人
- 二 参加人及びその補佐人
- 三 諮問庁の職員

(主張書面等の提出期限)

第14条 総会又は部会は、必要があると認めるときは、審査法第81条第3項において準用する同法第76条後段に規定する主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定め、審査請求人等に対し、様式第10号の1又は第10号の2の書面により、その内容を通知するものとする。

(提出された意見書等の取扱い)

第15条 総会又は部会は、審査請求人等から審査法第81条第3項において準用する同法第76条の規定による主張書面又は資料の提出を受ける場合には、当該審査請求人等に対し、その提出した主張書面又は資料を他の審査請求人等の閲覧又は写し等の交付を行うことについての異議の有無を確認する。ただし、異議の有無を確認する必要がないと認めるときは、その限りでない。

2 総会又は部会は、第11条、第12条又は前項の規定により主張書面又は資料を閲覧又は写し等の交付を行うことについての異議の有無を審査請求人等に確認した結果、異議がない旨の回答のあった主張書面又は資料については、他の審査請求人等に対し、速やかに、様式第11号の1の書面を添えて、その写しを送付する。ただし、次に掲げる場合その他当該他の審査請求人等の閲覧又は写し等の交付を行う必要がない場合には、この限りでない。

- 一 審査会に提出された資料が、当該他の審査請求人等の作成に係るものである場合
- 二 審査会に提出された資料が、当該他の審査請求人等において既に取得しているものである場合
- 三 審査会に提出された資料が、開示された保有個人情報である場合

- 3 前条及び前項の規定にかかわらず、同条の期間の通知及び同項の主張書面又は資料の写しの送付は、様式第11号の2の書面により合わせて行うことができる。
- 4 総会又は部会は、第1項の規定により主張書面又は資料を閲覧又は写し等の交付を行うことについての異議の有無を審査請求人等に確認した結果、異議がある旨の回答のあった主張書面又は資料については、他の審査請求人等に対し、当該主張書面又は資料の提出があった旨並びにその件名及び提出者を様式第12号の書面により通知する。ただし、これらの各事項を通知することにより第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他これらの各事項を通知しないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の閲覧又は主張書面若しくは資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付の求めが様式第13号の書面により審査請求人等からあった場合に、それを承認する旨の決定をしたときは、当該審査請求人等に対し、様式第14号の1の書面により通知するとともに、当該主張書面若しくは資料の写し若しくは電磁的記録に記録された事項を記載した書面を送付する。ただし、第2項各号に掲げる場合その他必要がない場合には、写し等の送付は要しない。
- 6 前項の場合において、当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等から当該主張書面又は資料を他の審査請求人等に閲覧又は写し等の交付を行うことに異議がある旨の申出がされているときは、当該異議の申出をした審査請求人等に対し、様式第14号の2の書面により、他の審査請求人等に当該主張書面又は資料の閲覧又は写し等の交付を承認した旨を通知する。
- 7 審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による主張書面又は資料の閲覧又は写し等の交付の求めが様式第13号の書面により審査請求人等からあった場合に、それを拒む旨の決定をしたときは、当該審査請求人等に対し、様式第14号の3の書面により、その旨を通知する。

(調査結果の記録の作成・説明)

- 第16条 指名委員は、第9条第3項の規定による口頭での説明又は法第81条第3項において準用する法第75条前段の規定による審査請求人等の口頭意見陳述を聴いたときは、その説明又は陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。
- 2 指名委員は、前項の規定により説明又は陳述を聴いたときその他審査法第81条第3項において準用する同法第77条又は条例第16条の規定により調査をしたときは、総会又は部会の会議において、その結果を報告するものとする。

(手続の併合又は分離)

- 第17条 総会又は部会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求事件の手続を分離することができる。
- 2 総会又は部会は、前項の規定により、審査請求事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人等にその旨を様式第15号の1又は第15号の2の書面により通知するものとする。

(審理手続の継承等に係る通知)

- 第18条 諒問庁は、諒問に係る審査請求事件について審査法第15条の規定による審理

手続の承継があったときは、総会又は部会に対し、速やかに、様式第16号の書面により、その旨を通知するものとする。

（諮問後の総代、代理人等の選任等に係る通知）

第19条 諒問庁は、諮問の後に、総代若しくは代理人が選任され、若しくは解任されたとき又は参加人の参加の決定、辞退若しくは取消しがあったときは、総会又は部会に対し、速やかに、様式第17号の1、第17号の2又は第17号の3の書面により、その旨を通知するものとする。

（答申の方法）

第20条 答申は、諮問を受けた審査請求事件の最終の調査審議を行った総会又は部会が行う。

（答申案の作成）

第21条 会長又は部会長の指名する委員は、総会又は部会の議事の経過を踏まえて答申案を作成するものとする。

（答申書の交付）

第22条 答申は、諮問庁に対し、様式第18号の書面を添えて、答申書を交付することにより行う。

2 審査法第81条第3項において準用する同法第79条の規定による審査請求人及び参加への答申書の写しの送付は、様式第19号の書面を添えて、郵送により行う。

（答申書の更正）

第23条 総会又は部会は、答申書に誤記その他表現上の明白な誤りがある場合には、総会がした答申にあっては会長、部会がした答申にあっては当該部会の部会長にその職権により当該答申書の更正を行わせる。

2 前項の更正をしたときは、様式第20号の1の書面を添えて、その内容を諮問庁に通知する。

3 前項の通知をしたときは、様式第20号の2の書面を添えて、通知書面の写しを審査請求人及び参加人に送付する。

（議事録の作成・公表）

第24条 総会又は部会の会議を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した議事録を作成するものとする。

2 議事録は、会長又は部会長が署名して確定する。

3 前項の議事録は、埼玉県情報公開の総合的な推進に関する要綱（平成13年3月21日知事決裁）第5条に規定する方法により公表するものとする。

（答申の内容の公表）

第25条 総会又は部会が答申をしたときは、速やかに、その内容を県のホームページを利用して公表する。

（ファクシミリによる書面の提出）

第26条 審査請求人等は、意見書又は資料その他の書面を提出する場合には、ファクシミリを利用して提出することができる。

2 総会又は部会は、前項の規定によりファクシミリを利用して意見書又は資料その他の書面が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該審査請求人等に対し、

提出された書面の原本の提出を求めるものとする。

(委任)

第27条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県個人情報保護審査会規則運営要領（平成17年4月1日決裁）は廃止する。